

平成 24 年度行方市決算

平成24年度

決算の概況

市民の皆さんが納めた税金や国・県からの補助金は、市民生活のためにさまざまな形で使われています。決算は、それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにとどのように生かされたかをまとめたものです。

一般会計

平成24年度の一般会計決算額は、歳入が198億3,344万円、歳出が185億9,274万円で、当年度における「歳入歳出差引額」は12億4,070万円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は7億6,880万円となりました。

【歳入】

全体では前年度に比べて4億7,448万円（2.3%）の減となりました。

学校施設整備等に伴い市債が増となる一方、東日本大震災に伴う災害復旧関連経費が23年度と比べ減となったため、地方交付税・国庫支出金などが減となりました。

【歳出】

全体では、前年度に比べ7億9,955万円（4.1%）の減となりました。厳しい財政状況の中、限られた財源の重点的配分を行うとともに、経費の一層の削減など財政の健全化に努めながら、東日本大震災で失った元気をとりもどすため、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。

特に、教育費については、統合小学校整備事業が増額となったほか、土木費については、通学路整備事業等が増額となっています。

特別会計・企業会計

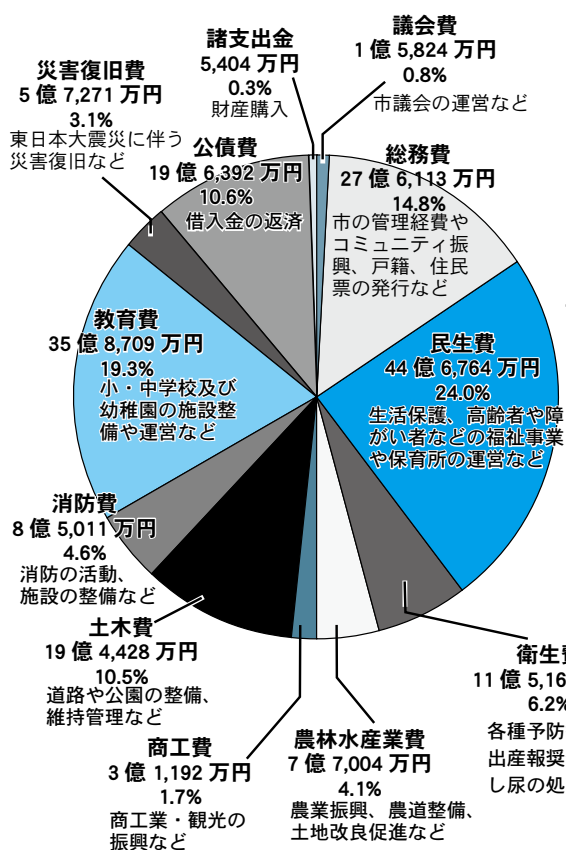
一般会計のほかに、特定の事業を行うための7つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」があります。

「特別会計」と「水道事業会計」の収益的収支を併せた決算額は、歳入総額104億2,961万円、歳出総額101億8,480万円で、差引2億4,481万円となりました。

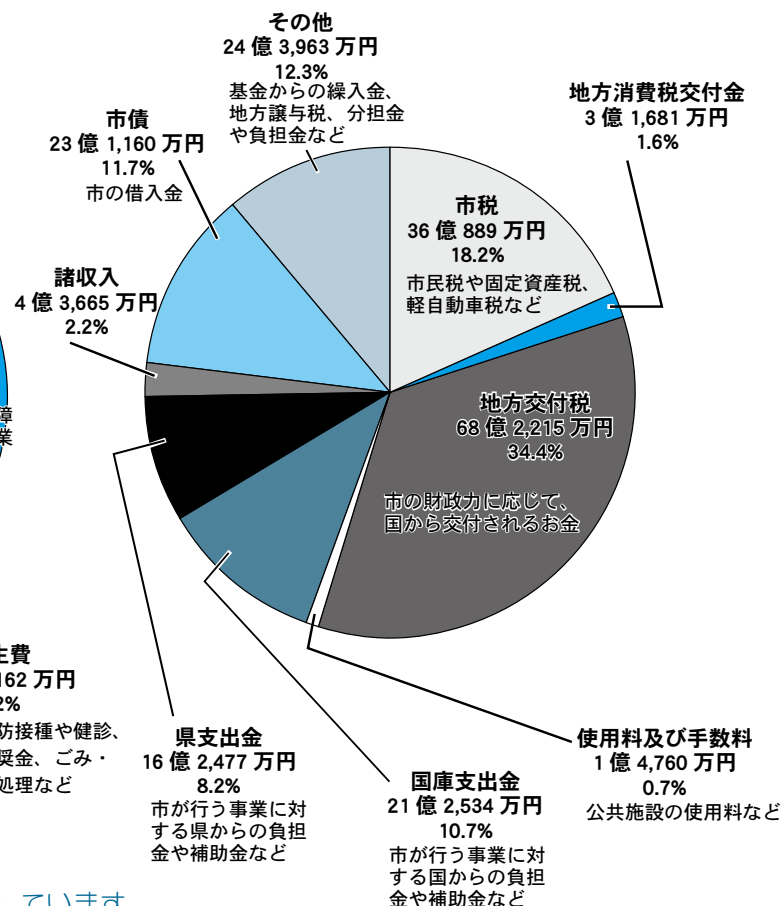
【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

一般会計歳出 185 億 9,274 万円



一般会計歳入 198 億 3,344 万円



※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

特別会計・企業会計決算額

会計区分	歳入決算額 主な項目	歳出決算額 主な項目	歳入歳出差引残金
国民健康保険	52億 794万円 国民健康保険税、国庫支出金、 共同事業交付金、前期高齢者 交付金、繰入金など	51億 5,041万円 保険給付費、後期高齢者支援 金、共同事業拠出金、介護納 付金など	5,753万円
介護保険 (保険事業勘定)	31億 6,231万円 保険料、支払基金交付金、国 庫支出金、県支出金、繰入金など	30億 8,099万円 保険給付費、地域支援事業費、 総務費など	8,132万円
介護保険 (サービス事業勘定)	920万円 介護予防サービス費収入、繰 入金など	825万円 新予防給付事業費など	95万円
後期高齢者医療	2億 9,818万円 保険料、繰入金など	2億 9,698万円 広域連合会納付金	120万円
農業集落排水事業	1億 7,009万円 負担金、県支出金、繰入金など	1億 5,784万円 総務費、公債費、事業費、災 害復旧費	1,225万円
特定環境保全公共 下水道事業	3億 8,814万円 国庫支出金、市債、県支出金、 使用料、繰入金など	3億 7,068万円 事業費、公債費、総務費、災 害復旧費など	1,746万円
流域関連公共 下水道事業	3億 3,992万円 使用料、負担金、市債、繰入 金など	3億 2,795万円 公債費、維持費、下水道費、 災害復旧費、総務費	1,197万円
戸別浄化槽 整備事業	6,507万円 市債、国庫支出金、県支出金、 負担金、繰入金など	6,233万円 事業費、総務費	274万円

水道事業会計

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

区分	歳入	歳出	差引額
収益的収支	7億 8,876万円	7億 2,937万円	5,939万円
資本的収支	2,048万円	4億 339万円	△ 3億 8,291万円

企業会計である水道事業は、給水などの営業面からみた収支を「収益的収支」、設備など所有財産の面からみた収支を「資本的収支」としています。

「資本的収支」の△ 3億 8,291万円は、過去の施設整備の際に借り入れた起債の元金等です。

税の申告は お早めに!

申告期間

2/17~3/17まで

期間後半は混雑が予想されます。
早めの申告をお願いします。

平成 26 年 1 月 1 日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成 26 年度 (平成 25 年分所得) の市民税・県民税の申告相談は、平成 26 年 2 月 17 日～3 月 17 日までの (土・日を除く) 期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い長時間お待ちいただくようになりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

所得税・住民税申告は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成 26 年 3 月 17 日 (月) までに申告してください。事前に申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課 (麻生庁舎) までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。



■申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得 (営業所得・農業所得) があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成 25 年中に会社を退職された方、また年末調整が済んでいない方
- ⑥平成 25 年中に 2 社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金等を受けている方
- ⑪諸控除を受けようとする方

■申告が不要な方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方 (他市区町村在住者の扶養を除く)
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません

■市役所では受付できない申告

- ①青色申告②株式・土地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除 (初年度) ④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申告⑧過年度申告

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で認知症や寝たきり度 (日中ベッド上で過ごす割合) がある一定以上の判断基準を超える方は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もございますので、市役所介護福祉課 (TEL 0299-55-0111) までお問い合わせください。

■申告に必要なもの

☐印鑑 ☐確定申告書等（税務署より送付されている場合） ☐市民税・県民税申告のご案内ハガキ（市より送付されている場合）
所得の種類によって下記の表よりお持ちください（申告する内容によって複数にまたがる場合があります）

該当する方のみ	給与・年金所得者	☐ 給与・年金源泉徴収票（紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません。）
	事業所得者 （営業・農業・漁業・不動産）	☐ 収支内訳書（必ず作成して持参してください） ☐ 領収書等 ☐ 雑収入（戸別所得補償、東京電力損失補てん金等）の額のわかるもの
	譲渡所得者 （土地などの売買・交換等）	☐ 売買契約書の写し ☐ 領収書 ☐ 買取証明書（公共事業への売買のみ）
	一時所得者 （生命保険などの満期）	☐ 保険会社からの明細書
	退職者	☐ 給与所得の源泉徴収票 ☐ 退職所得の源泉徴収票
	雑損控除を受ける方	☐ り災証明書（初めて雑損控除を受ける場合） ☐ 被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 ☐ 昨年の雑損控除計算書 ☐ 昨年の確定申告書の控え（雑損控除の繰越がある場合）
	諸控除を受ける方	☐ 生命保険料控除証明書 ☐ 地震保険料控除証明書 ☐ 国民年金保険料控除証明書 ☐ 医療費の領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。また、領収書を紛失された場合には、かかった病院などで再発行を受けてください。健康保険組合などが発行する医療費のお知らせでは医療費控除は受けられません。
	その他	☐ 通帳等（還付または納税の際に必要。本人名義） ☐ その他上記以外に申告に必要となるもの

■申告日程表

申告会場	麻生保健センター	北浦庁舎2階第1会議室	玉造庁舎2階第1会議室
受付時間	《午前の部》 午前8時30分～11時30分 《午後の部》 午後1時00分～4時00分		
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2月17日(月)	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2月18日(火)			
2月19日(水)			手賀地区
2月20日(木)			
2月21日(金)	太田地区	要地区	玉造地区
2月24日(月)			
2月25日(火)			
2月26日(水)			
2月27日(木)	大和地区	武田地区	立花地区
2月28日(金)			
3月3日(月)			
3月4日(火)			
3月5日(水)	行方地区	現原地区	現原地区
3月6日(木)			
3月7日(金)			
3月10日(月)			
3月11日(火)	小高地区	武田地区	立花地区
3月12日(水)			
3月13日(木)			
3月14日(金)			
3月17日(月)			

- 午前中に受付をされた方でも当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。
- 受付簿は当日午前8時にお出しします。事前予約などはできません。

自宅のパソコンで 申告書等を作成できます！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内にしたがって金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、自宅のプリンターで印刷すればそのまま税務署に提出（郵送可）することができます。また、作成したデータは、e-Tax 送信用データとして利用することができます（贈与税を除く）。

平成 26 年度 放課後児童クラブ・降園後保育 利用者募集

放課後児童クラブ・降園後保育事業とは、保護者が就労や病気、介護等の理由で放課後や降園後に子どもの養育を十分にできない児童・園児を対象に市内の小学校や幼稚園、公共施設等を利用して家庭に代わって預かる事業です。緊急の時は電話でも利用できます。

○対象者 市内小学生（1～6年生）および市立幼稚園に通園する園児

○開催場所

名 称	対 象 者	実施場所
麻生キッズ	麻生小	麻生小学校
麻生東キッズ	麻生東小	麻生東小学校
津澄エンゼルキッズ	津澄小・北浦幼	津澄小学校
武田キッズ	要小・武田小	武田小学校
玉造キッズ	現原小・玉川小・玉造小・ 玉造西小・手賀小・羽生小	玉造農村環境改善センター
麻生エンゼル	麻生幼・太田幼	麻生幼稚園
玉造エンゼル	玉造幼	玉造幼稚園

※土曜日は玉造農村環境改善センター 1 力所だけの実施となります。

※要小・北浦幼の利用者についてはタクシーによる移動を行います。

○利用料金

1 カ月 10 日以上の利用	月額 5,000 円（8 月のみ 10,000 円）
// 9 日までの利用	利用日数× 500 円（8 月のみ 1,000 円）

※次の場合減免制度があります。

兄弟利用の 8 月分利用料・母子父子世帯等のうち市民税非課税世帯

○申込方法

玉造庁舎社会福祉課子育て支援室または麻生・北浦庁舎総合窓口で申込用紙に必要事項を記入の上、各窓口へ提出してください。（行方市のホームページからもダウンロードできます）審査後、結果を通知します。現在利用されている方で継続を希望する場合も申し込みが必要となります。印鑑をご持参の上手続きをしてください。

○申込期間 2 月 3 日（月）～2 月 28 日（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日除く）

○問い合わせ 社会福祉課子育て支援室 0299-55-0130（直通）

○開催時間（預かり時間）

【小学校のある日】

放課後～午後 6 時 30 分

【幼稚園のある日】

降園後～午後 6 時

【土曜日・長期休業中や振替休業日の 1 日保育時】

キッズ 午前 8 時～午後 6 時 30 分

エンゼル 午前 8 時～午後 6 時

○休 業 日

日曜日・祝日

お盆（8 月 12 日～ 16 日）

年末年始（12 月 28 日～ 1 月 4 日）

大雪や台風で学校等が休みの日



消費税法の一部が改正されました

改正されました

1 主な改正内容は次のとおりです。
(1) 消費税収入の使途が明確化されました。
(2) 消費税率および地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上げることとされました。

(3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。

(4) 任意の中間申告制度が創設されました。

(5) 税率引き上げに伴う経過措置が設けられました。

適用開始日 区分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25 / 100)	1.7% (消費税額の 17 / 63)	2.2% (消費税額の 22 / 78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずることとされています。

れました。

2 平成 25 年 6 月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、以下の 4 つの特別措置が設けられており、平成 25 年 10 月 1 日から施行されております。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

(3) 価格の表示に関する特別措置

(4) 消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

右記 2 (3) の価格の表示に関する特別措置（総額表示義務の特例）の内容は次のとおりです。

事業者は、自己の供給する商品または役務の価格を表示する場合において、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいこととされました。

なお、消費者の方々にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/pamphlet/pamphlet/shohikaisei201304.htm>

民生委員児童委員が改選されました

麻生地区

氏名	電話	担当区域
谷田 泰章	72-0401	富田1区
出沼 栄子	72-2465	富田2区
小峰 實	72-0463	粗 毛
小沼 唯男	72-2517	玄 通
永作 忠一	72-0011	蒲 縄
永作 秀子	72-0609	古 宿
須貝 明	72-0508	新 田
堀井 恵子	72-0375	下 渕
茂木 弘志	72-2230	田 町
小澤よし江	72-1269	新 原
矢幡いづみ	73-3678	台矢幡・なぎさ
倉辻 芳次	73-3535	太田・横須賀
邊田 茂雄	73-3157	石 神
平山 一巳	73-3587	根 小 屋
宮寄多喜男	73-2070	蔵 川
嶺 松男	73-3008	白 浜
境橋 勇	73-3434	宇 崎
宮内 周作	73-3230	岡
横山 吉一	73-2751	青 沼
大輪 章	73-2545	杉平・四鹿
久保田喜裕	73-2446	四 鹿
宮内 三男	73-2456	小牧・板峰
藤崎 昭雄	73-2233	新 宮
田口 忠	73-3821	天 掛
久保田 治	73-2710	籠 田
鬼澤 忠雄	77-0386	於下・今宿
平山 和枝	77-0453	行 方
宮内千恵子	77-1155	船子・藤井久保
今泉 晴美	77-0066	五 町 田
松兼 知子	72-1553	島 並 上
大里てい子	72-0585	島 並 下
土子 康夫	77-1598	南
小牧 文子	77-0097	橋 門
畑木 治美	77-1466	櫛・内宿・元
額賀 久	80-8228	井貝・繕沢
箕輪 保治	77-1365	谷
荒張 紀子	77-0050	主任児童委員
小嶋 幸江	73-3566	主任児童委員

※麻生宿区は3月に委嘱予定

一斉改選により、次の方々が行方市民生委員児童委員として厚生労働大臣および茨城県知事から委嘱されました。

地域の皆さんの身近な相談役としてよろしくお願いします。

任期は平成25年12月1日から3年間です。

北浦地区

氏名	電話	担当区域
方波見康一郎	35-2650	吉 川
大野 晃二	35-2652	繁昌東部
小沢 輝子	35-2186	繁昌西部
石間 文雄	35-0798	中 根
宮本 次男	35-2507	山田一区
内野英治郎	35-2339	山田二区
田中よし子	35-2877	山田三区
山野 恵通	35-0634	山田四区
磯山 裕子	35-3636	行 戸
野村 喜義	35-3767	小幡北部
齋藤 福美	35-0523	小幡南部
石橋 一男	35-2698	南 高 岡
小林みどり	35-3190	北 高 岡
和田 孟	35-1503	両 宿
茂木 文男	35-2896	内 宿
井川 伸幸	35-1452	成 田
河野 秀男	35-0354	三 和
大原登美子	35-3122	長 野 江
五十野道夫	35-1626	次 木
本澤 稔	35-3134	小 貫 上
額賀 憲次	35-2158	小 貫 下
真家 栄子	35-2503	主任児童委員
柳町 直美	35-1734	主任児童委員

玉造地区

氏名	電話	担当区域
山口 正男	56-0823	荒 宿
栗又 正美	56-0307	藤 井
阿部 多聞	56-0021	根 古 屋
松本かほる	56-0156	西 谷
大森 一夫	56-0523	西 蓮 寺
飯田 貢	55-1017	新田・竹の塙
磯山 春枝	55-0374	舟津・竹の塙
新堀 久子	55-0565	宿・横須賀
理崎 幸次	55-2723	新宿・小座山
代々城一成	55-0830	里・内宿
鈴木せい子	55-0040	横町・下宿
成島富士男	55-0267	加茂・上宿
鈴木 俊資	55-1676	川向・高須
金田美佐雄	55-0229	柄 貝
塙 和治	55-1450	諸 井
成島 誠一	55-0690	泉
中田美代子	55-0090	緑ヶ丘・中山
三枝 卓爾	55-1327	緑ヶ丘
根崎 俊男	55-0730	捻木・若海
平間喜代子	55-2317	芹沢・中山
根本 知子	55-2124	上 山
須貝 禧則	55-2414	浜・谷島
菅谷三千男	55-0667	浜
小沼 秀之	57-0955	八 木 蒔
高崎 洋	57-0744	羽 生
井野場和郎	57-0802	羽 生
粥川 正栄	57-0718	沖 洲
並木 祥子	55-1606	主任児童委員
緑川 正實	55-1892	主任児童委員

新成人のみなさんへ 20 歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

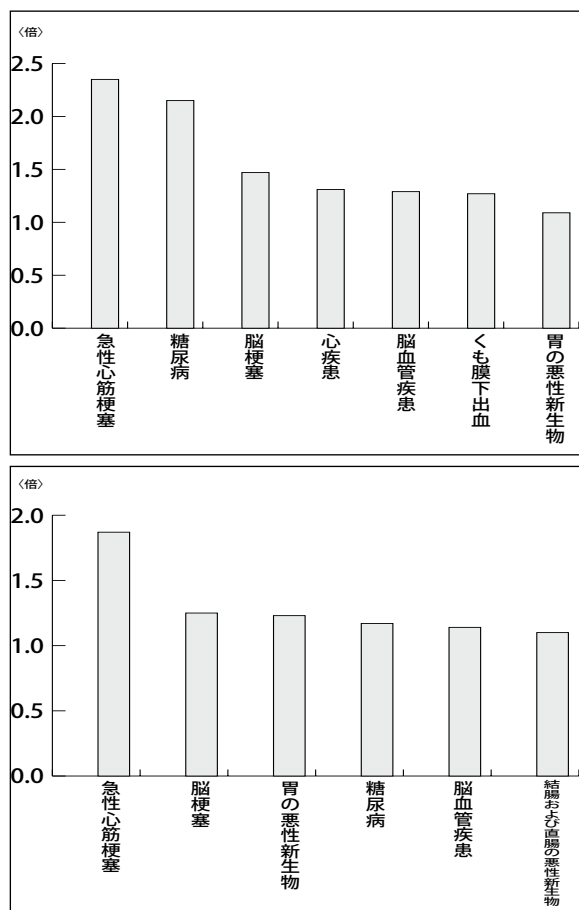
★「若年者納付猶予制度」

学生でない 30 歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

■国民年金のご相談・手続き等については市役所または年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）Tel 0299-55-0111

水戸南年金事務所 Tel 029-227-3251



シリーズ 国民健康保険

いろいろなデータからわかること

次のグラフは、2004年～2008年の標準化死亡比からのデータです。原因ごとに、全国の何倍かを表しています。行方市で特徴的なことは、男女ともに急性心筋梗塞の死亡率が高く、女性では脳血管疾患の死亡率も高くなっています。より一層の高血圧対策、喫煙対策および男性での肥満対策が重要となることがわかります。また、別のデータでは女性の喫煙率が年々高まっていることもあり、やはり注意が必要です。日頃の自己管理がとても大切です。

税金のお知らせ

今月の税金
国民健康保険税 第7期
納付期限（口座振替日）
は1月31日です。

■公売期日 平成26年2月27日（木）
■受付 午後0時50分 ■入札説明 午後1時
■入札開始 午後1時20分 ■入札終了 午後2時
■場所 北浦公民館2階「会議室」
■対象物件 下記「公売対象不動産」をご覧ください
詳しいことは、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページを
ご覧いただくか、収納対策課にお問い合わせください。

■公売対象不動産

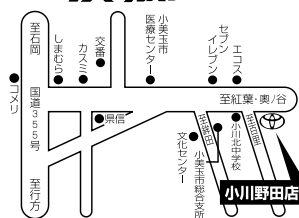
区分	所在	地番	地目	地籍 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
13-9	岡字前谷	92-1	田	1,912	360,000	40,000
13-10	岡字後谷	97-1	田	1,030	80,000	10,000
13-11	於下字今宿	2371 2372	田	496 1,520	480,000	50,000
13-12	於下字今宿	2450	田	2,313	580,000	60,000
13-13	南字南	929	田	1,593	350,000	40,000
13-14	小高字離谷	1562-1	田	2,565	500,000	50,000
13-15	吉川字磯部	1331-1 1331-2	田	1,432 1,000	590,000	60,000
13-16	吉川字沖畑	288 289 316	畑	488 892 247	530,000	60,000
13-17	吉川字大蒲	1410	田	251	23,000	3,000
13-18	吉川字北浦	1341	田	1,115	160,000	20,000
13-19	北高岡字向	340-1	山林	5,613	110,000	20,000
13-20	玉造字緑ヶ丘	甲 5948-1	畑	1,004	170,000	20,000
13-21	次木字安生	777-14 777-15	山林	856 416	280,000	30,000
13-22	捻木字西光寺	626-1	田	2,204	310,000	40,000
13-23	捻木字香取	625-1	田	1,941	270,000	30,000

※所在はすべて行方市内

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。2月10日（月）までに行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 TEL 0291-35-2111）で申請手続きした上で、入札前までに証明書の発行を受けてください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

茨城トヨペット 小川野田店



☎ 0299-58-2831
番号をよくお確かめの上、おかけください。



国内旅行・貸切バス

霞観光株式会社

環境に優しい新型バスの導入を進めています。

《バス運転手随時募集中!》

TEL. 0299-55-2529